

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimi>
nsyo/
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1901

2020・11・2
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

減免制度を活用にはっと一安心

コロナを乗り切るためには民商！

十日市支部
谷光さん



十日市支部の谷光さんは、婦人部役員会で減免制度を知り、民商に教えてもらいながら申請書を作成。後日、国保税と固定資産税の減免通知が来て、喜びの報告を寄せられました。

私は該当しないだろうと人ごとのように思っていました。話を聞くうちに申請だけでもしてみようかと思い、事務局に手伝わってもらって資料を作り9月末に三次市役所に申請書を提出しました。市役所に行くとは固定資産税の減免の申請を勧められ、職員さんに教えてもらい申請書を書きました。資料は国保税の減免申請に提出したもので良いとのことでしたので簡単に申請できました。

10日後、市役所から2通の封書が届き、国保税も固定資産税も一部減免可という内容でした。高額な税金が一部でも減免されることを嬉しく思いました。自分はその該当しないと決め付けるのではなく

まずは申請してみるということの大切さを感じました。みなさんも申請しましょう！



秋の運動

異業種交流で次代の担い手を

「民商をもっと好きになる交流会」

広島商工団体連合会(県連)は10月17日、18日に君田温泉森の泉で「民商をもっと好きになる交流会」を開催。三次民商から11名が参加しました。

まず代表発言では国保常任理事が三次民商を代表して発言しました。国保さんは「人生どん底を味わって死を覚悟した時もあったが、民商の仲間や取引先に支えられ乗り越えた。このコロナ禍でも大変な目にあつたが頑張っているのは民商があるからこそ。多くの方にもっと民商を好きになって欲しい」と感動的な報告をされました。その他では山田常任理事が「民商のいいところは行政に訴



山田さん

えることができること。1人では行政に言っても話を聞いてくれない。民商の仲間と一緒に行政も話を聞いてくれる」と発言されました。



夜は宴会に温泉と楽しいひと時を過ごしました。

2日目は分散会で意見交換し白熱した交流会となりました。

参加した高橋常任理事は「組織拡大において、各民商が結果を出しておられるのを聞いて、組織運営委員長として不甲斐ない自分にこのままではいけないと思いました。」

『仲間』から『友達』へ。という発言にも感銘を受け、民商の仲間を飛び越えた生涯の友達を作りたいと思いました。



高橋さん

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。



守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの友、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の働き賃金、ちゃんと調べようね。

広島県 最低賃金

引き続き
[時間額]

871円

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

広島県労働基準監督署
http://www.hiroshima-labour.go.jp/

広島県・飲食店のコロナ防止対策に補助金

～補助金の対象となるのは～

- ① 飛沫感染予防対策
アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、パーティションなど
- ② 接触感染予防対策
非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、セルフレジ、自動券売機など
- ③ 喚起による感染予防対策
換気扇、サーキュレーターなど
- ④ その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置
※設置費、送料含む

注：以下のものは対象外

マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、除菌洗剤、エアコン、空気清浄機など

必要書類

- 申請書 ●通帳の写し
- 購入または設置した明細の写し
- 店舗内の感染対策が分かる写真
- 保健所の営業許可の写し

受付期間

令和2年10月12日～12月25日

広島県は「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」を新設しました。

左記のように予防対策を講じた費用が対象で、9月8日～12月25日までに購入し、支払が済んでいるものが対象です。最大10万円の補助金が申請できます。申請される業者は、県の「積極ガード店」に登録することなど、一定の条件があります。

主なコロナ支援制度（一時的な影響への対応）

主な支援	対象業種	対象内容	申請期間	申請先
休業補償	飲食店、小売店、サービス業	休業期間中の賃金補償	令和2年10月12日～12月25日	県労働基準監督署
営業時間短縮助成	飲食店、小売店、サービス業	営業時間短縮による賃金補償	令和2年10月12日～12月25日	県労働基準監督署
感染予防対策助成	飲食店、小売店、サービス業	感染予防対策に係る設備の設置	令和2年10月12日～12月25日	県労働基準監督署

三次民商に届いた喜びの声！

持続化給付金の100万円が助かった！

国保費が減免！36万円が1万円に！

1人で100万円が助かった！

三次民商三
ユース号外ビラ
活用してね

三次民商を
広く知って
もらうため
号外ビラを
作成しまし
た。コロナ
禍で苦しん
でいる業者
に渡してく
ださい。

無料法律相談

11月26日(木)

午後1時半～

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

平和といのちと人権を！ 11月3日オンライン憲法集会

憲法を活かす新しい時代

11月3日(火)14:00～16:00

会場 みよしまちづくりセンター ベーラホール

テーマ 記念講演「仕方ない帝国」を生き抜くための憲法

高橋純子さん(朝日新聞論説委員)

参加費 500円

申し込み 11月10日まで

申し込み 11月10日まで

大幅に変更になる所得税法ですが、今回は税務署の説明会はありません。

三次民商では対策を講じながら支部ごとに学習会を行いますので民商ユースを読んでおいてください。

秋の運動会に協力

11月の会費に「秋の運動会費1,000円」がプラスされています。ご協力のほどよろしくお願いします。